千葉県産水産物販売促進資材貸付要領

千葉県農林水産部水産局水産課

第１条（趣旨）
　鮮魚店等（以下「小売店」という。）における千葉県産水産物の取り扱いを促進し、消費者へのＰＲと販売を促進（「千産千消・千産全消」）するため、小売店の販売促進活動に対して支援を行うこととする。

第２条（申請書の提出）
　千葉県産水産物の消費者へのＰＲと販売を促進するため、別表に掲げる資材の貸し付けを希望する小売店は、申請書（別紙１）を県知事あてに提出し、知事の承認を得なければならない。

第３条（承認）
　知事は第２条に基づき提出された申請書の内容を審査し、第５条に定める要件を満たしている場合は、承認し、資材の貸し出しを行うこととする。

第４条（資材の使用期間）
　資材の使用は、おおむね使用開始から３ヶ月間までとする。

第５条（使用の要件）
　第３条の要件は次のとおりとする。
（１）販売促進資材を使用する際は、千葉県産水産物（鮮魚、活魚又は水産加工品）の販売をすること。
　ただし、自治体との連携のもとに開催される地域的なイベントについては、この限りではない。
（２）当該販売促進活動が、県が推進する千産千消・千産全消の施策のＰＲに積極的に協力するものであること。
（３）商品の責任はすべて販売者にあり、県はその責任を負わないものとする。

第６条（千葉県産水産物の定義）
　千葉県産水産物とは、
（１）鮮魚・活魚については、県内の漁港等に水揚げされたもの
（２）水産加工品については、県内において水産加工業者が加工したもの
　とする。

第７条（実績報告書）
　当該販売促進活動を実施した小売店は、活動終了後速やかに実績報告書（別紙２）を県知事あてに提出しなければならない。

第８条（その他）
　この要領に定めていない事項については、別途定めることとする。

附則
この要領は、平成１９年４月９日から施行する。

附則
この要領は、平成２２年１２月６日から施行する。

別表

<table>
<tr><td colspan="3">１　のぼり等</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">のぼり</td><td>新鮮丸ごと千葉のさかな（大）</td></tr>
<tr><td>新鮮丸ごと千葉のさかな（小）</td></tr>
<tr><td>千葉ブランド水産物（大）</td></tr>
<tr><td>千葉ブランド水産物（小）</td></tr>
<tr><td>朝揚げ“超”新鮮！千葉のさかな（大）</td></tr>
<tr><td>朝揚げ“超”新鮮！千葉のさかな（小）</td></tr>
<tr><td></td><td>ポップ</td><td>千葉ブランド水産物</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　はっぴ</td></tr>
<tr><td colspan="3">３　千葉ブランド水産物認定品パネル</td></tr>
</table>

別紙１

平成　　年　　月　　日

千葉県産水産物販売促進資材貸付申請書

千葉県知事　　様

会 社 名
住　　所
代表者名　　印

このことについて、千葉県産水産物の販売促進活動を実施するので、千葉県産水産物販売促進資材貸付要領に基づき、申請します。

１　目的

２　期間
　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

３　資材名及び数量

４　実施予定場所
（１）実施店舗名
（２）住　　所

５　販売品目（魚種、産地等可能な範囲で具体的に記載すること）

６　仕入先（上記商品の仕入先を記載すること）

７　連絡先
（１）氏　名
（２）部署名
（３）連絡先　電話
　　メールアドレス

別紙２

平成　　年　　月　　日

千葉県産水産物販売促進活動実績報告書

千葉県知事　　様

会 社 名
住　　所
代表者名　　印

このことについて、千葉県産水産物の販売促進活動の実績を千葉県産水産物販売促進資材貸付要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　目的

２　期間
　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

３　実施場所
（１）実施店舗名
（２）住　　所

４　販売促進活動の結果（具体的｛写真の添付｝に記載すること）

５　連絡先
（１）氏　名
（２）部署名
（３）連絡先　電話
　　メールアドレス